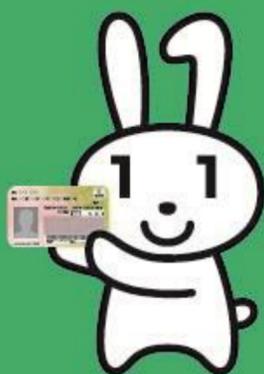


# 電子処方箋 が始まりました



患者さんが電子処方せんを選択し、  
医師・歯科医師・薬剤師が患者さんのお薬情報を参照することに対して、同意することで、  
複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報にもとづいた医療を受けられるようになります。  
結果として、今まで以上に安心してお薬を受け取ることが可能になります。

## 「電子処方せん」のメリットとは？

これまで、紙で受け取っていた処方せんが電子化されるだけでなく、患者さんが同意することで、複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報をもとにした診療を受けられるようになります。そうすることで、同じ効き目のお薬を処方すること（重複投薬）や良くないお薬の飲み合わせを今まで以上に確実に防ぐことができます。結果として、患者さんが窓口で支払う費用を抑えたり、家に多くのお薬が余ることを防ぐ（残薬抑制）ことができるといったメリットがあります。

詳しくはこちら！

電子処方せん

またはリーフレットを確認！



# 電子処方せんが始まりました！

## 💡 電子処方せんってなに？

電子処方せんとは、これまで紙で発行していた処方せんを電子化したものです

メリット  
01

### 複数の医療機関・薬局間での情報共有が可能に！

複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報を医師・薬剤師と共有することができます。同じ成分のお薬をもらうこと（重複投薬）や良くないお薬の飲み合わせを防ぐことができ、安心安全な医療に繋がります。

メリット  
02

### 自分のお薬情報が確認できる！

マイナポータルでご自身の直近のお薬情報を確認することができます。飲み合わせの確認等が可能になり、日常生活におけるお薬関連のリスクを抑えることができます。

メリット  
03

### 診療やお薬の受け取りが便利になる！

処方せんが電子化されるため、薬局に処方せん情報をあらかじめ送ることができます。オンライン診療なども受けやすくなります。

電子処方せんを利用するためには大きく

## ＼3Step！／

Step.1 医療機関の窓口で電子処方せんを選択

Step.2 電子処方せん対応薬局で受け付け

Step.3 調剤されたお薬を受け取る

このポスターが目印！



## マイナンバーカードでもっと便利に！

マイナンバーカードをご利用いただくと、よりよい医療を受けられることができます。まだマイナンバーカードを持ちでない方はまずはマイナンバーカードの申請を！



マイナンバーカードの申請方法は  
こちら  
<https://www.kojinbangou-card.go.jp/apprec/>



電子処方せんについて、詳しくはこちら



電子処方せん

検索



# 電子処方せんの利用ステップ



以下の手順を押さえて、電子処方せんを利用してみましょう。

電子処方せん対応施設は厚生労働省のホームページから確認できます



医療機関で処方せんを電子にした場合、電子処方せん対応の薬局でお薬を受け取ってください



マイナンバーカードで受付する場合は引換番号がなくてもお薬を受け取れます。

Step 1

電子処方せん対応の医療機関・薬局でマイナンバーカード受付

Step 4



顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置いて受付を開始します。

資格確認書／健康保険証で受付する場合は、医療機関の受付窓口などに電子処方せんを希望する旨を伝えてください。薬局では電子処方せんの引換番号を伝えてください。

Step 2

受付画面で「過去のお薬情報の提供」の同意／不同意を選択

Step 5



「過去のお薬情報の提供」に同意すると、医師・歯科医師・薬剤師にお薬情報をデータで共有できます。

注意

資格確認書／健康保険証で受付する場合は、お薬情報をデータで共有できません。

Step 3

処方せんの発行形態を選択



「電子処方せん」を選択してください。

電子処方せん対応の医療機関で紙の処方せんを選択することもできます。その場合は、紙の処方せんを薬局に提出してください。

Step 6

いつでも好きな時にマイナポータル等で情報確認



お使いのスマートフォンやパソコンからマイナポータルやお薬手帳のアプリにアクセスし、登録された自身のお薬情報をいつでも確認できます。

マイナポータルから、お薬を受け取るための引換番号も確認できます。





# よくあるご質問



## Q.電子処方せんのデータは薬局に自動で送られるの？

- A. いいえ。皆さまがどの薬局で調剤を受けたいかわからないため、自動的には送られません。  
お薬を受け取るためには、薬局にマイナンバーカード又は資格確認書／健康保険証（引換番号が必要です）を持参し受付をする必要があります。ただし、引換番号などの情報を、電話やFAX、アプリ等で事前に伝えれば、先に調剤が行われ、待ち時間が短くなる薬局もあります。



## Q.引換番号って何？

- A. 処方せん毎に発行される6桁の番号です。薬局で資格確認書／健康保険証を使って受付をする場合や、FAXやアプリで事前に処方内容を薬局に送る場合に必要になります。引換番号は、電子処方せんの処方内容（控え）やマイナポータルから確認できます。



## Q.引換番号が発行されるようになるメリットはあるの？

- A. 電子処方せんでは、薬局は引換番号を使って処方内容を参照できるようになります。  
そのため、患者さんは、電話やアプリ、FAXなどで引換番号を伝えるだけで、今までよりも手間が少なく便利にオンライン服薬指導を受けたり、事前受付を行うことが可能です。



## Q.紙の処方せんを利用した場合、お薬情報は蓄積されないの？

- A. いいえ。電子処方せん対応の医療機関・薬局で、紙の処方せんを選択した場合でも、お薬情報は電子データで登録されて蓄積します。  
自身のデータが蓄積されるほど、医師・歯科医師・薬剤師は多くのデータを確認できるため、よりよい医療やお薬のアドバイスを受けることが出来ます。蓄積した情報は、マイナポータルやお薬手帳アプリから患者さん自身も確認でき、健康管理に活用することができます。

